

押印を求める手続の見直し等に伴う関係規則の整備に関する規則

(我孫子市都市計画公聴会規則の一部改正)

第1条 我孫子市都市計画公聴会規則(昭和47年規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号) 第16条第1項の規定により市長が開催する我孫子市都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項 に規定する公告は、我孫子市広報に登載して行う。</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項 の記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が 署名しなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号) 第16条の規定により市長が開催する我孫子市都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項 の公告は、我孫子市広報に登載して行う。</p> <p>(記録の作成等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項 の規定による記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が 署名及び押印を行わなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで 略</p>

(我孫子市財務規則の一部改正)

第2条 我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(建物の 取壊し)</p> <p>第257条 財産管理者は、その所管に属</p>	<p>(建物の 取り壊し)</p> <p>第257条 財産管理者は、その所管に属</p>

<p>する建物について<u>取壊し</u>を必要とするときは、<u>建物取壊し決議書</u>（第137号様式）により、市長の決定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>する建物について<u>取り壊し</u>を必要とするときは、<u>建物取り壊し決議書</u>（第137号様式）により、市長の決定を受けなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	---

第11号様式（その1）及び第12号様式（その1）中

「課長氏名 印」を削る。

第113号様式中「印」を削る。

第114号様式中「印」を削り、「下記」を「次」に改める。

第115号様式中「印」を削る。

第116号様式中「下記」を「次」に改める。

第117号様式中

「 年 月 日付けで寄附申出のありました下記の財産を受け入れしますので登記に必要な書類を提出して下さい。

記 ）」を

「 年 月 日付けで寄附申出のありました次の財産を受け入れますので登記に必要な書類を提出してください。」に

改める。

第118号様式、第121号様式から第124号様式まで及び第126号様式中「印」を削る。

第128号様式中「貸し付け」を「貸付け」に、「にあたつては」を「に当たつては」に改める。

第129号様式中「印」を削り、「貸し付けして」を「貸し付けて」に、「うかがいます」を「伺います」に改める。

第131号様式及び第132号様式中「印」を削る。

第134号様式中「にあたつては」を「に当たつては」に改める。

第135号様式中「印」を削る。

第137号様式中「建物取り壊し決議書」を「建物取壊し決議書」に改め、「印」を削り、

「下記のとおり建物を取壊してよろしいか伺います。

記」を

「次のとおり建物を取り壊してよろしいか伺います。」に、「取壊す」を「取り壊す」に改める。

第148号様式中「印」を削り、「き損」を「毀損」に改める。

第149号様式中「印」を削り、

「下記のとおり物品の分類替をしてよろしいか伺います。

記」を

「次のとおり物品の分類替をしてよろしいか伺います。」に改める。

第151号様式中「印」を削り、

「下記のとおり物品を所管換してよろしいか伺います。

記」を

「次のとおり物品を所管換してよろしいか伺います。」に改める。

第152号様式中「印」を削り、

「下記のとおり物品を所管換したので、現品受領のうえ受領書を提出して下さい。

(下記物品を 年 月 日受領しました。)

記」を

「次のとおり物品を所管換したので、現品受領の上、受領書を提出してください。

(次の物品を 年 月 日受領しました。)」に

改める。

第154号様式中「印」を削り、

「下記のとおり不用の決定をしてよろしいか伺います。

記」を

「次のとおり不用の決定をしてよろしいか伺います。」に改める。

第155号様式中「印」を削り、

「下記のとおり処分の決定をしてよろしいか伺います。

記」を

「次のとおり処分の決定をしてよろしいか伺います。」に改める。

第156号様式中

「下記の物品を貸して下さい。

記」を

「次の物品を貸してください。」に、「借り受け」を「借受け」に改める。

第157号様式中「印」を削り、

「下記のとおり貸し付けてよろしいか伺います。

記」を

「下記のとおり貸し付けてよろしいか伺います。」に、「貸し付けの」を「貸付けの」に改める。

第158号様式中

「下記のとおり物品を貸し付けます。

記」を

「下記のとおり物品を貸し付けます。」に、「貸し付けの」を「貸付けの」に改める。

第159号様式中

「下記のとおり物品を借用しました。

記」を

「下記のとおり物品を借用しました。」に、「借り受け」を「借受け」に改める。

第182号様式中「㊟」を削り、

「下記のとおり不動産を借り受けてよろしいでしょうか。

記」を

「下記のとおり不動産を借り受けてよろしいか伺います。」に改める。

第183号様式中「㊟」を削り、

「下記の理由により借受不動産に係る契約を変更してよろしいでしょうか。

記」を

「下記の理由により借受不動産に係る契約を変更してよろしいか伺います。」に改

める。

第184号様式中

「我孫子市財務規則第303条の規定により、
の検査を下記のと
おり実施します。

記

」を

「我孫子市財務規則第303条の規定により、
の検査を次のとお
り実施します。

」に改

める。

第186号様式及び第187号中「㊟」を削り、「き損」を「毀損」に改
める。

(我孫子市消防団員被服等貸与規則の一部改正)

第3条 我孫子市消防団員被服等貸与規則(平成3年規則第4号)の一部を次
のように改正する。

別記様式中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

(我孫子市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第4条 我孫子市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年規則第
23号)の一部を次のように改正する。

様式中「㊟」を削る。

(我孫子市における建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部改
正)

第5条 我孫子市における建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(平成
23年規則第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(意見の聴取の放棄) 第7条 略 2 前項の規定による場合における意 見の聴取は、調査に当たった職員が <u>作成した</u> 調書を、意見の聴取を主宰 する者(以下「主宰者」という。)	(意見の聴取の放棄) 第7条 略 2 前項の規定による場合における意 見の聴取は、調査に当たった職員 <u>の</u> <u>署名押印した</u> 調書を、意見の聴取を 主宰する者(以下「主宰者」という。)

により指名された職員が朗読して行うものとする。

により指名された職員が朗読して行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の次の各号に掲げる規則の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。
 - (1) 我孫子市財務規則
 - (2) 我孫子市消防団員被服等貸与規則
 - (3) 我孫子市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則